



# 西宮市新型インフルエンザ対策行動計画

平成21年9月

西宮市



## はじめに



本年、新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的大流行（パンデミック）により、全世界は3000人を超える死者に代表される深刻な健康被害を受け、今なおパンデミックは続いています。わが国でも、夏になっても多くの患者が発生し、10人を超える死者が出て、秋冬のインフルエンザのシーズンを迎えることになりました。

本市では、本年4月28日に「西宮市新型インフルエンザ対策本部」を立ち上げ、全庁的な対応を続けています。今回は、当初想定された強毒性の新型インフルエンザ（A/H5N1）ではなく、弱毒性であったため、初期の対応が実情に合わない場合も見受けられました。5月下旬の1週間にわたる学校園や保育所等の一斉休校・休業は、患者発生を減らし流行を遅らせる一定の効果が見られましたが、社会的経済的には大きな影響がありました。

今回、健康福祉局保健所と防災・安全局が中心となり、「西宮市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。これは、本年2月に国が、新しく国内発生段階を分類して策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」、およびそれを受けて県が4月に策定した「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」の西宮市版です。昨年12月に策定し、今回の対処に活用された「西宮市新型インフルエンザ対策マニュアル（暫定版）」に代わる、本市の新型インフルエンザ対策の基幹となるものです。

国・県の計画と同じく、本計画は強毒性への対応を主とし、弱毒性への対応を従としました。パンデミックに際しての「危機管理」では、全市的体制をとるだけでなく、他市や県・国との連携が重要であり、本計画は、それらの行動計画との整合性も配慮しました。新型インフルエンザを巡る情勢や国の運用指針は刻々変化しており、本計画も必要に応じて随時改訂してまいります。

最後になりましたが、策定に参画いただきました医療専門家の皆様のご協力に厚く御礼申し上げますとともに、本計画が市民の皆様を新型インフルエンザから守る有効な方策として、大いに役立つことを心から願っております。

平成21年（2009年）9月

西宮市長 山田 知

# 《 目 次 》

## 第1編 計画の策定にあたって ～対策の基本方針～

1 . 計画策定の趣旨 .....	1
2 . 計画策定までの経緯 .....	1
3 . 目 的 .....	2
4 . 基本的考え方（想定に基づく対応） .....	2
5 . 体制の概要 .....	4
6 . 行動計画の各段階の概要 .....	5
7 . 行動計画の主要 6 項目 .....	8

## 第2編 各段階の計画について

1 .【 前段階 】～未発生期～ .....	18
2 .【 第1段階 】～海外発生期～ .....	21
3 .【 第2段階 】～国内発生早期～ .....	24
4 .【 第3段階 】～感染拡大期～ .....	27
5 .【 第3段階 】～まん延期～ .....	31
6 .【 第3段階 】～回復期～ .....	33
7 .【 第4段階 】～小康期～ .....	34

## 第3編 組織・体制について

1 . 西宮市新型インフルエンザ対策本部及び調整会議の構成 .....	35
2 . 各局の主な役割 .....	36

## 第4編 資料

用語解説 .....	39
健康福祉事務所（保健所）・政令市保健所一覧 .....	44
インフルエンザ情報ホームページURL .....	45

# 第 1 編 計画の策定にあたって

## ～ 対策の基本方針 ～

- 1．計画策定の趣旨
- 2．計画策定までの経緯
- 3．目 的
- 4．基本的考え方（想定に基づく対応）
- 5．体制の概要
- 6．行動計画の各段階の概要
- 7．行動計画の主要 6 項目

## 対策の基本方針

### 1. 計画策定の趣旨

本年、新型インフルエンザ（A/H1N1）が、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こし、本市でも感染者が発生している。今後、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）が突然変異で強毒化したり、従来より想定していた鳥インフルエンザ由来の、強毒性の新型インフルエンザ（A/H5N1）がパンデミックを引き起こす可能性も指摘されている。

今回の経験からも新型インフルエンザは、健康被害に加えて、社会・経済活動や市民生活にも大きな影響を与えることが確認された。従って、今回の対応経験を踏まえた新型インフルエンザ対策の行動計画策定は、本市の危機管理上も大変重要と考えられる。

本計画は、危機管理の原則にのっとり、強毒性への対応を主とし、弱毒性への対応を従として策定した。

また、本計画のもとに3編（対策本部運用編、医療対応編、市民生活対応編）からなる対策マニュアルを策定し、具体的かつ迅速な対応の準備とした。

### 2. 計画策定までの経緯

平成20年12月に策定された「西宮市新型インフルエンザ対策マニュアル」（暫定版）は、今回の本市対応の基本となったものであるが、従来の国・県の計画と同様、世界保健機関（WHO）のフェーズ分類に依拠したものであった。

平成21年2月、厚生労働省は、国内発生段階を新しく分類した「新型インフルエンザ対策行動計画」（全面改訂版）と9種類の「ガイドライン」を策定した。（ワクチンについては未策定）これを受け同年4月には、県が「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」を策定した。本市においても、これらに続いて6月に本計画を策定すべく準備中に、今回のパンデミックが発生したため、完成が同年9月となったものである。

なお、弱毒性への対応については、国が本年6月19日に改定した「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用方針」に依拠し、現状に即して対応することとする。

### 3. 目的

新型インフルエンザはその発生時期の正確な予知が困難であり、ほとんどの人がそのウイルスに対して免疫を持たないことから、ひとたび国内で発生すると、現在の交通手段等の発達に伴い、市内への侵入も避けられず、パンデミックによる健康被害は甚大なものになると予想される。

それらが引き起こす社会・経済の破綻は市民生活に多大な影響を与えると考えられることから、新型インフルエンザに対する対策を本市における危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的としてその対策を講じる。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康被害を最小限にとどめる。
- 2 市民生活（社会・経済活動）を破綻に至らせない。

### 4. 基本的考え方（想定に基づく対応）

本行動計画は、過去のパンデミックや現在海外で発生している鳥インフルエンザ及びこの度の新型インフルエンザ(A/H1N1)を参考として考えられる次の想定を考慮し、策定する。

#### (1) 新型インフルエンザの発生時期及び期間

インフルエンザの新型ウイルスは、およそ10年から40年周期でウイルスの抗原性が既存のものとは全く異なるものが出現している。

また、その流行期間は、第1波を8週間と想定する。

#### (2) 初発発生場所及び国内（市内）への侵入

新型インフルエンザが発現する地域としては、現在、鳥インフルエンザウイルスによる感染が広がっている状況を考慮すると、東南アジアから中国の可能性が最も高いと考察する。

また現在の交通手段の発達により、国内（市内）への早期侵入が想定されることや、WHOによる新型ウイルスの確認・発表までに一定の調査期間（2週間程度から長い場合は3か月）を要することから、既に国内（市内）に患者が存在する可能性を想定し、海外での発生疑いが高い段階からの対応を必要とする。

### (3) 新型インフルエンザの特徴

- ア 感染経路：飛沫感染、接触感染が主であり、空気感染は否定しないが頻度は低い。
- イ 潜伏期間：感染した人体における潜伏期間は、2～8日間（最大17日間）とされる。
- ウ 臨床症状：突然の高熱（ほとんどが38以上）、急性呼吸器症状（咳、くしゃみ、呼吸困難）。
- エ 感染可能期間：発症した日の1日前より7日目まで、または解熱後2日目まで（解熱した日を0日計算）。
- オ 治療・予防：新型インフルエンザの主症状の軽減に効果がある治療薬として、抗インフルエンザウイルス薬（商品名「タミフル」、「リレンザ」）が一定程度有効と考えられており、内服薬で小児にも使用可能なタミフルを中心に、国・県で備蓄が進められている。

予防にはワクチンの接種が有効であるが、新型インフルエンザ専用ワクチン（パンデミックワクチン）は新型インフルエンザが発生後にそのウイルスを基に製造されるため、接種可能となるまでに数か月を要することから、流行のピークには間に合わない可能性が高いと考えられる。

そのため鳥インフルエンザ（H5N1亜型）を基に製造されたプレパンデミックワクチンが国において備蓄されており、医療従事者や社会機能維持者等を対象に接種を進めることが検討されている。

### (4) 人的被害の想定

項目	国	兵庫県	西宮市
罹患割合	25%	25%	25%
外来受診患者数	約1,300万～ 2,500万人	約57万～ 110万人	約49,300～ 91,500人
入院患者数	約53万～200万人	約23,000～ 88,000人	約700～2,000人
死亡者数	約17万～64万人	約7,500～ 28,000人	約300～700人

## 5 . 体制の概要

新型インフルエンザ対策に係る西宮市の体制については、防災・安全局が取りまとめる全庁的な危機管理体制を基本とする。また、健康福祉局などの各部局が主体的に取りまとめる取り組みと併せ、関係機関・団体及び市民とともに協力・連携する全庁的体制を整備する。

全庁的な対策に係る組織として、下記の組織を設置する。

### 1 西宮市新型インフルエンザ対策本部

### 2 西宮市新型インフルエンザ対策調整会議

【上記組織 1、2 の概要】

	西宮市新型インフルエンザ 対策本部	西宮市新型インフルエンザ 対策調整会議
本部長 及びリーダー	本部長：市長 副本部長：副市長 ：教育長 ：水道事業管理者 ：中央病院長	リーダー：防災・安全局長 （統制事務担当） ：健康福祉局長 （保健医療事務担当） 副リーダー：危機管理担当顧問 ：保健所長
構成員	本部員：各局長、危機管理担当顧問 /及び保健所長	各部長
設置基準	国内で、新型インフルエンザが発生したとき等（周辺諸国で発生した場合の設置もある）	必要に応じて開催
主な業務	・市全体に係る対策(政策)判断、決定 ・市民へのメッセージ発信	・各種対応の検討 ・各種対策の実施、調整

必要に応じて上記会議への学識アドバイザーや外部機関の参画を求めるとともに、保健所に「西宮市新型インフルエンザ保健所対策本部」を設置する。

## 6. 行動計画の各段階の概要

新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、意思決定を迅速に行うことができるよう、予め各段階において想定される状況に応じた対策方針を下記に定める。

【 前段階 】 ~未発生期~ ( 新型インフルエンザが発生していない状態 )
〔 目標 〕
インフルエンザ・鳥インフルエンザ発生状況の把握 鳥インフルエンザの防疫、人への感染防止 新型インフルエンザ発生の早期発見 新型インフルエンザに備えた準備行動
〔 主な対策 〕
インフルエンザ・鳥インフルエンザ情報の収集 市民への新型インフルエンザ対策普及啓発 鳥インフルエンザ発生地域への旅行者等に対する注意喚起 地域医療体制の整備 ( 新型インフルエンザ発生時の発熱外来医療機関の確保 ) 新型インフルエンザに備えた医療体制の確保 抗インフルエンザ薬の備蓄、ワクチンの流通監視 家きん類における鳥インフルエンザの流行監視 兵庫県立健康科学研究センターとの検査協力体制の整備
【 第1段階 】 ~海外発生期~ ( 海外で新型インフルエンザが発生した状態 )
〔 目標 〕
国内発生に備えた全市的な対策の実施 市内における新型インフルエンザの早期発見 市内発生に備えた医療体制の確保
〔 主な対策 〕
「西宮市新型インフルエンザ対策本部」の設置 市長メッセージの発表 ( 市民への注意喚起 ) 新型インフルエンザ発熱相談窓口及び一般電話相談窓口の設置 早期発見のため、サーベイランス体制の強化 発生地域からの帰国者等、感染疑いのある者の早期把握、外出自粛要請、健康調査 原因不明の発熱者・重度の呼吸器系症状患者の受診状況調査 発熱外来医療機関における患者受入れ体制の要請 抗インフルエンザ薬の流通監視の強化 ( 兵庫県との連携 ) ワクチン接種体制の整備 兵庫県立健康科学研究センターとの検査体制を強化

【 第 2 段階 】 ~ 国内発生早期 ~ ( 国内遠隔地で新型インフルエンザが発生した状態 )
〔 目標 〕
市内発生に備えた全市的な対策の実施 市内における新型インフルエンザ患者の早期発見 市内で発生した際の迅速な調査対応、封じ込めの徹底 感染拡大に備えた医療体制の確保
〔 主な対策 〕
市長メッセージの発表 早期発見のため、サーベイランス体制の強化 発生地域の滞在者等、感染疑いのある者の早期把握、外出自粛要請、健康調査 濃厚接触者等に対する抗インフルエンザ薬予防投与と経過観察 抗インフルエンザ薬の流通監視の強化（兵庫県との連携） ワクチン接種体制の整備 不要不急の外出、集会等の自粛、学校・保育施設等に対する臨時休業等の要請 外出時のマスク着用等の呼びかけ

（弱毒性の場合）

上記 については最新の国の指針に基づき実施、 、 については不要

【 第 3 段階 】 ~ 感染拡大期 ~ ( 市内及び近隣市町で新型インフルエンザが発生した状態 )
〔 目標 〕
可能な限り流行拡大を防止 患者増加に備えた外来、入院医療機関の確保 社会機能の維持、パニックの防止
〔 主な対策 〕
市長メッセージの発表 感染拡大を防止するため、相談体制、情報提供体制の強化 感染症指定医療機関等を中心に外来、入院の実施と感染拡大に備えた医療体制の整備 外出や集会、イベント等の自粛、ライフラインの確保 学校・保育施設等に対する臨時休業等の要請 社会不安を解消する広報活動の強化

（弱毒性の場合）

上記 、 については最新の国の指針に基づき要請

<b>【 第3段階 】 ~まん延期~</b> <b>( 入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態 )</b>
〔 目標 〕
大流行による社会機能破綻の回避 大流行に応じた医療体制の確保
〔 主な対策 〕
市長メッセージの発表 社会機能維持事業者への事業継続要請 外出や集会、イベント等の自粛、企業等事業活動縮小の徹底を要請 患者の急増時の仮設外来の設置、可能な限りの在宅患者サービスの実施 入院可能な医療機関の確保 遺体安置所の設置

( 弱毒性の場合 )

上記 ~ については最新の国の指針に基づき要請及び実施、 については不要

<b>【 第3段階 】 ~回復期~</b> <b>( ピークを越えた(患者発生が減少傾向)と判断できる状態 )</b>
〔 目標 〕
発生状況に応じた段階的な縮小
〔 主な対策 〕
市長メッセージの発表 患者の発生状況を勘案しながら、平常体制への復帰 仮設外来を中止し、発熱外来、発熱相談センター、一般電話相談窓口を縮小

<b>【 第4段階 】 ~小康期~</b> <b>( 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 )</b>
〔 目標 〕
社会・経済機能の早期回復 再流行に備えた対策の強化
〔 主な対策 〕
市長メッセージの発表 次回の流行に備え、計画の見直しと体制強化を図る 発熱外来、発熱相談センター、一般電話相談窓口を廃止

## 7. 行動計画の主要6項目

本行動計画は、その目標と対策を国・兵庫県が示した行動計画等の基本方針を参考に、各段階について以下の6項目に分けて策定する。

### (1) 情報の収集・分析

新型インフルエンザに迅速かつ的確に対応するため、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く関係者に周知する。

新型インフルエンザの発生前においては、各部署間及び市内全医療機関との連携を確保し、行動計画に基づく認識の共有を図る。

新型インフルエンザの発生後は、市長を本部長とする対策本部を設置し、行動計画の実施に必要な措置を講じるとともに、国内外の新型インフルエンザに関する諸情報の収集・情報分析等を行う。

### (2) 情報提供・周知

新型インフルエンザの発生前であっても、その発生を示唆する重要な情報として、日頃からの鳥インフルエンザ及び豚インフルエンザの人への感染事例等に関する情報を必要に応じて情報提供し、関係部署及び市民全体で情報の共有を図る。

新型インフルエンザが発生した後は、対策本部及び対策調整会議の事務局にて情報の一元化を図るとともに、その流行状況に応じて発生状況・対応状況等について、定期的に情報発信を行う。

また、市民に向けた情報については、市民が情報を受け取る方法（媒体）や内容について多様であることを考慮し、複数の媒体を用いた分かりやすい内容で情報を提供する。

### (3) サーベイランス

新型インフルエンザの流行に備えた対策を速やかに実施するためにサーベイランス体制を確立し、疾病の発生状況やその推移を継続的に監視することにより疾病対策の企画、実施、評価に必要なデータを系統的に収集・分析するとともに、その結果を関係者へ迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつける。

### (4) 予防・発生拡大防止の取り組み

新型インフルエンザによる健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を破綻に至らせないために、予防・まん延防止対策を講じる。

この対策については、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性が高い鳥インフルエンザ等が発生している時期から行う必要があり、感染鳥類が確認された場合は、接触者（発生農場の職員、防疫従事者等）について、保健所が農政課等と連携して健康確認等の調査を実施する。

また一般的な予防対策に係る具体的手段として、うがい、手洗い、マスクの着用など、基本的な感染防御方法の実施や、感染者に接触しないという個人単位での感染防止策の徹底を図る。

海外で新型インフルエンザの発生が認められた場合は、厚生労働省所管の検疫所等からの情報により、発生地域（流行地域）からの帰国者に対して健康調査を実施するとともに市民に対して発生地域の情報を提供し、渡航予定者等への注意喚起を行う。

市内で新型インフルエンザの発生が認められた場合は、以下の感染拡大防止策を実施する。

#### 患者対策

新型インフルエンザと判断された患者に対しては、新たな感染者を出さない環境下（入院）で抗インフルエンザウイルス薬を用いた適切な治療を行い、新たな感染経路を絶つ。

#### 接触者対策

新型インフルエンザ患者との接触者については、積極的な疫学的調査を実施するとともに外出の自粛を要請する。

また必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び健康観察を行い、接触者が新たな感染源となり感染を拡大させることを防ぐ。

#### 学校等の対策

感染が広がりやすく、地域流行の中心となる危険性が高い学校や通所施設等においては、市内発生の早期から、休校・休業を含めた感染防止対策を検討するよう要請するとともに、各種事業等の延期も要請する。

#### 社会対策

外出や集会の自粛要請等の地域対策及び不要不急の事業の自粛要請等の職場対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らし地域や職場における感染機会を減少させる。

### （５）医療・検査体制の整備

兵庫県の実施計画に基づき感染症指定医療機関及び外来医療機関を中心とした医療体制の整備を行うとともに、医師会等との連携による一般診療所における診療体制の実施を図る。

新型インフルエンザの発生初期は、患者の治療と感染症のまん延防止対策に有効な感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、新型インフルエンザ患者等を感染症指定医療機関等に入院させることから、それら医療機関及び県の感染症部局との連携を強化するとともに、発熱外来や医師会の協力による一般医療機関における診療体制についても早期に確立する。

新型インフルエンザの疑いがある患者については、保健所に設置する発熱相談センターに

で発熱外来等への振り分けを行い、適切な治療に繋げる。医療機関内においては新型インフルエンザに感染している可能性がある者と、それ以外の疾患患者との接触を避ける。

また、医療従事者に対するマスク・ガウン等の個人防護具（PPE）の配布や健康管理、抗インフルエンザ薬の予防投与等を実施することにより、二次感染防止を徹底する。

第三段階のまん延期以降については患者数の大幅な増大が予想されることから、重症者は入院、軽症者は在宅療養とするなど、状況に応じた医療機関の適切な役割分担を行う。

また、各医療機関の機能低下が予想される中、他疾患の医療についての確保も必要とされることから、新型インフルエンザの外来や入院に対応しない医療機関の設置についても医師会及び各医療機関と連携して行う。

抗インフルエンザ薬等医薬品、インフルエンザ迅速診断キット及び個人防護具（PPE）等については、医療従事者に対する必要数を確保する。

#### （６）その他

##### 社会・経済機能の維持

新型インフルエンザは、その罹患等により最大４０％もの従業員が欠勤すると予想され、公共サービスの中断や物資の不足による社会・経済機能の破綻が起これ、最低限の市民生活の維持すら困難な状況となりうる可能性がある。

そこで、それらを未然に防止するための対策を事前に準備することが求められる。具体的には、各事業者において新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、発生に備える。

また、電気、ガス、水道等の市民生活の基盤となる事業者に対しては、事業の継続が社会的に求められているため、ワクチン先行接種等の支援を考慮する。

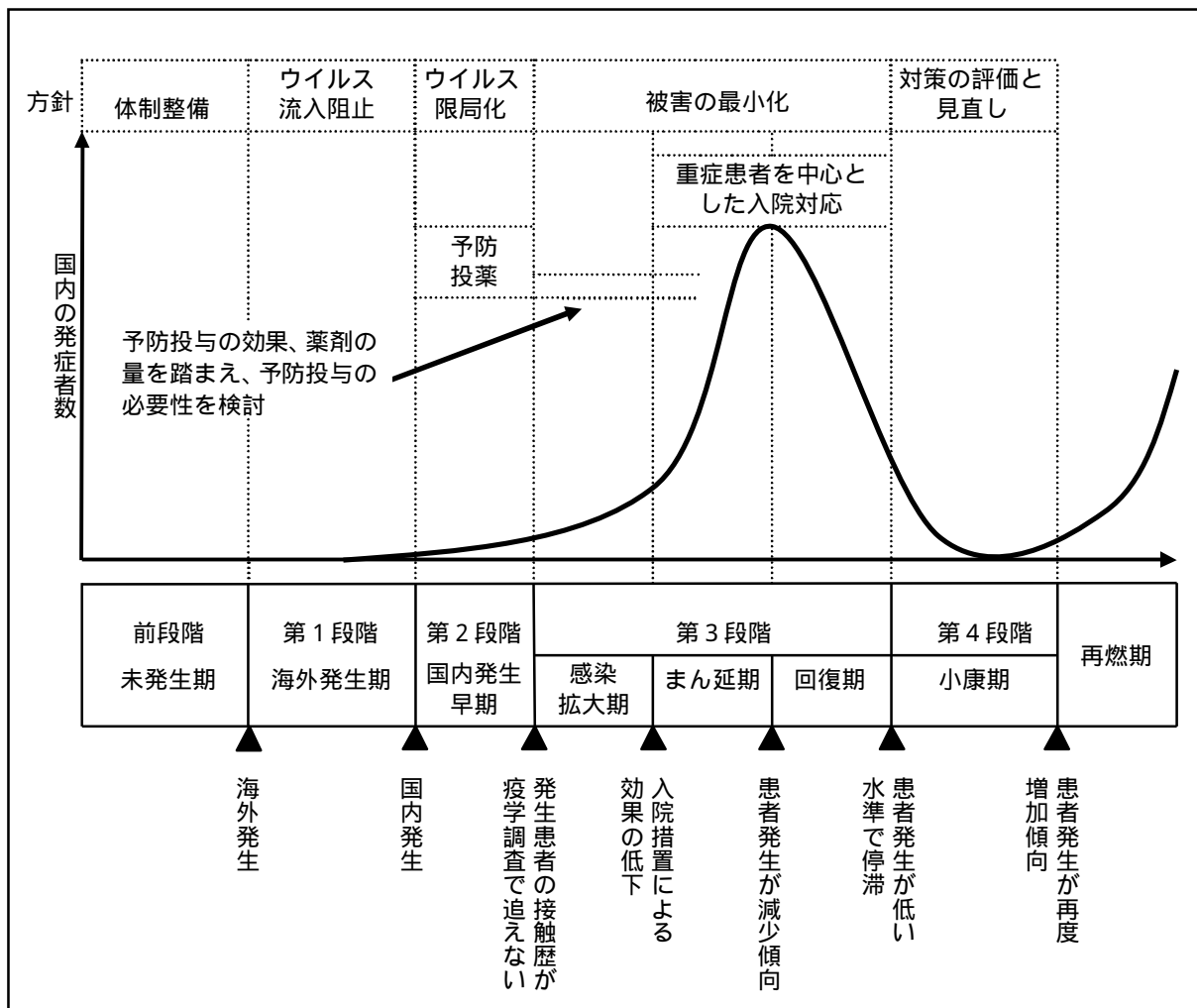
独居生活者、在宅の高齢者、障害のある人等の要援護者への対策等を実施する。

##### 死亡者の収容と処理について

新型インフルエンザの大流行による死亡者の急激な増について、その処理に係る火葬場の火葬能力を確認するとともに、施設の時間外稼働等の協力依頼を行う。また、施設の広域的利用についても関係機関と連携し、予想される最大死亡者に対応可能な運用を実施する。

【発生段階と方針】

発生段階		状態
前段階（未発生期）		新型インフルエンザが発生していない状態
第1段階（海外発生期）		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第2段階（国内発生早期）		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第3段階		国内での患者接触歴が、疫学調査で追えなくなった場合
（県及び西宮市の判断により決定）	感染拡大期	市内及び近隣市町で新型インフルエンザが発生した場合
	まん延期	入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった場合
	回復期	ピークを越えたと判断できる状態
第4段階（小康期）		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



### 新型インフルエンザ対策に係る国・県・市（保健所設置市）の主な役割

	新型インフルエンザ対策に係る主な役割			
	発生前		発生後	
国	情報収集・提供 発生に備えた体制整備 ・対策の実施体制 ・計画、マニュアルの策定 ・感染症法令等の整備 渡航者への注意喚起	ワクチン製造・備蓄及び接種時期・順位等の検討 抗インフルエンザウイルス薬備蓄	情報収集・提供 相談窓口の設置 国際的調査研究・連携 検疫強化 ワクチン製造及び接種指針作成 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整・投与方針決定	在留邦人への対応 新型インフルエンザの症例定義作成 サーベイランスの強化
県	情報収集・提供 発生に備えた体制整備 ・対策の実施体制 ・計画、マニュアルの策定 ・医療、検査体制	必要な防護具等の備蓄 プレパンドミックワクチンの事前接種 抗インフルエンザウイルス薬備蓄	情報収集・提供 相談窓口の設置 サーベイランスの強化 感染疑い者の健康監視 新型インフルエンザ確認検査 疫学調査・患者搬送、入院勧告 地域封じ込め時の予防投与等	入院病床・発熱外来・在宅医療等医療体制の確保 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整・備蓄放出決定 プレパンドミックワクチン接種実施・パンデミックワクチン接種協力（副反応報告を含む）
保健所設置市	情報収集・提供 発生に備えた体制整備 ・対策の実施体制 ・計画、マニュアルの策定 ・医療、検査体制	食料品、生活必需品等の提供体制の確保 必要な防護具等の備蓄 プレパンドミックワクチンの事前接種協力 抗インフルエンザウイルス薬備蓄 （県からの配布分を保健所で備蓄）	情報収集・提供 相談窓口の設置 サーベイランスの強化 感染疑い者の健康監視 新型インフルエンザ確認検査 疫学調査・患者搬送、入院勧告 地域封じ込め時の予防投与等	入院病床・発熱外来・在宅医療等医療体制の確保 消毒活動 プレパンドミックワクチン接種協力・パンデミックワクチン接種実施 埋火葬の円滑実施

段階別 目標と主な対策（国、兵庫県、西宮市）

		国	兵庫県	西宮市
【前段階】 未発生前	目標	1)発生に備えて体制の整備を行う。 2)国際的な連携の下に発生の早期確認に努める	1)インフルエンザ・鳥インフルエンザ発生状況の把握。 2)標準予防策の徹底。 3)鳥インフルエンザの防疫、人への感染防止対策の実施。 4)新型インフルエンザ発生の早期把握。 5)新型インフルエンザ発生に備えた体制整備。	1)インフルエンザ・鳥インフルエンザ発生状況の把握。 2)鳥インフルエンザの防疫、人への感染防止。 3)新型インフルエンザ発生の早期発見。 4)新型インフルエンザに備えた準備行動。
	対策	1)行政機関及び事業者等は事業継続計画等を策定する。 2)感染防止等のリスクコミュニケーション（情報提供・共有）を図る。 3)発生状況、感染拡大状況及び被害状況を把握するサーベイランスの体制を整備する。 4)プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種体制を構築する。 5)パンデミックワクチンをできるだけ速やかに製造・供給できる体制を整備する。 6)プレパンデミックワクチンと抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。 7)医療体制等の整備を行う。 8)家きんにおける鳥インフルエンザの防疫対策を実施する。 9)WHO等の国際機関や主要先進国との連携を図り、鳥インフルエンザの発生状況に係る情報収集を行うとともに、調査研究の充実を図る。 10)鳥インフルエンザが多発している国に対して協力・支援を行う。	1)サーベイランスの実施。 2)県民への新型インフルエンザ対策の普及啓発。 3)鳥インフルエンザ発生状況の把握。 4)鳥インフルエンザ発生地域への海外旅行者等に対する注意喚起。 5)感染症指定医療機関の整備。 6)地域医療体制の整備。 7)新型インフルエンザ疑い情報の収集・分析。 8)新型インフルエンザ対策訓練等の実施。 9)専用外来医療機関の確保。 10)市町・ライフライン関係事業者等への事業継続計画の策定要請。 11)抗インフルエンザウイルス薬の備蓄。	1)インフルエンザ・鳥インフルエンザ情報の収集。 2)市民への新型インフルエンザ対策普及啓発。 3)鳥インフルエンザ発生地域への旅行者等に対する注意喚起。 4)地域医療体制の整備(新型インフルエンザ発生時の発熱外来医療機関の確保) 5)新型インフルエンザに備えた医療体制の確保。 6)抗インフルエンザ薬の備蓄、ワクチンの流通監視。 7)家きん類における鳥インフルエンザの流行監視。 8)兵庫県立健康科学研究センターとの検査協力体制の整備。

		国	兵庫県	西宮市
【第一段階】 海外発生期	目標	<p>1)ウイルスの国内侵入をできるだけ阻止する。</p> <p>2)国内発生に備えて体制の整備を行う。</p>	<p>1)国内発生に備えた全件的な体制の構築。</p> <p>2)県内における新型インフルエンザの早期発見。</p>	<p>1)国内発生に備えた全市的な対策の実施。</p> <p>2)市内における新型インフルエンザの早期発見。</p> <p>3)市内発生に備えた医療体制の確保。</p>
	対策	<p>1)海外での発生状況に関する継続的な情報収集及び国内外の関係機関との情報共有を進める。</p> <p>2)発生国に滞在する在外邦人に対して必要な情報を速やかに伝達し、退避・帰国支援等必要な支援を行う。</p> <p>3)新型インフルエンザ発生地への渡航自粛、航空機・旅客船の運航自粛等によりウイルス侵入のリスクを軽減する。</p> <p>4)感染地域からの入国便に対して検疫を行う空港・海港を集約するとともに、入国者に対する健康監視・停留等の措置を強化する。</p> <p>5)発生国からの外国人の入国を制限するために、査証審査の厳格化や査証発給の停止の査証措置をとる。</p> <p>6)国内発生に備え、サーベイランス強化・医療体制の整備を進める。</p> <p>7)プレパデミックワクチン接種の検討などを行い、接種が適切であると判断した場合には医療従事者や社会機能維持に関わる者に対する接種を開始する。</p> <p>8)パンデミックワクチンの開発・製造を開始する。</p> <p>9)問い合わせに対応する相談窓口を設置する等、国民への情報提供を行う。</p> <p>10)事業者に対し、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行うよう、要請する。</p>	<p>1)新型インフルエンザ対策本部の設置。</p> <p>2)知事メッセージの発出。</p> <p>3)総合相談窓口及び発熱相談センターの設置。</p> <p>4)早期発見のため、サーベイランス体制の強化。</p> <p>5)発生地域からの帰国者等感染の疑いのある者の早期把握、外出自粛要請、健康調査。</p> <p>6)原因不明の発熱者・重度の呼吸器系症状の受診状況調査。</p> <p>7)専用外来医療機関における患者受入れ体制の要請。</p> <p>8)抗インフルエンザウイルス薬の流通監視の強化。</p> <p>9)ワクチン接種体制の整備。</p>	<p>1)「西宮市新型インフルエンザ対策本部」の設置。</p> <p>2)市町メッセージの発表（市民への注意喚起）。</p> <p>3)新型インフルエンザ発熱相談窓口及び一般電話相談窓口の設置。</p> <p>4)早期発見のため、サーベイランス体制の強化。</p> <p>5)発生地域からの帰国者等、感染疑いのある者の早期把握、外出自粛要請、健康調査。</p> <p>6)原因不明の発熱者・重度の呼吸器系症状患者の受診状況調査。</p> <p>7)発熱外来医療機関における患者受入れ体制の要請。</p> <p>8)抗インフルエンザ薬の流通監視の強化（兵庫県との連携）。</p> <p>9)ワクチン接種体制の整備。</p> <p>10)兵庫県立健康科学研究センターとの検査体制を強化。</p>

		国	兵庫県	西宮市
【第 一 段 階】 国内発生早期	目標	1)国内での感染拡大をできる限り抑える。	1)県内発生に備えた全県的な体制の構築。 2)県内における新型インフルエンザ患者の早期発見。 3)県内で発生した際の迅速な調査対応、封じ込めの徹底。 4)感染拡大に備えた医療体制の確保。	1)市内発生に備えた全市的な対策の実施。 2)市内における新型インフルエンザ患者の早期発見。 3)市内で発生した際の迅速な調査対応、封じ込めの徹底。 4)感染拡大に備えた医療体制の確保。
	対策	1)患者に対する感染症指定医療機関等への入院措置及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行う。 2)積極的疫学調査を行い、接触者に対しては外出自粛とした上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び健康観察を行う。 3)地域住民全体への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や人の移動制限を伴うウイルス封じ込めの可否を判断する。 4)発生した地域において、学校等の臨時休業、集会・外出の自粛要請、個人防護の周知等の公衆衛生対策を実施する。 5)パンデミックワクチンの製造を進める。 6)全国の事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組や職場での感染防止策を開始するよう要請する。 7)社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。	1)知事の緊急事態宣言の発出（国内第1例確認時） 2)早期発見のため、サーベイランス体制の強化。 3)発生地域の滞在者等感染の疑いのある者の早期把握、外出自粛要請、健康調査。 4)濃厚接触者等に対する抗インフルエンザウイルス薬予防投与と経過観察。 5)抗インフルエンザウイルス薬の流通監視の強化。 6)ワクチン接種体制の整備。 7)不要不急の外出、集会等の自粛、学校休業の要請、屋外でのマスク着用等の呼びかけ。	1)市町メッセージの発表。 2)早期発見のため、サーベイランス体制の強化。 3)発生地域の滞在者等、感染疑いのある者の早期把握、外出自粛要請、健康調査。 4)濃厚接触者等に対する抗インフルエンザ 5)抗インフルエンザ薬の流通監視の強化（兵庫県との連携） 6)ワクチン接種体制の整備 7)不要不急の外出、集会等の自粛、学校・保育施設等に対する臨時休業等の要請。 8)外出時のマスク着用等の呼びかけ  弱毒性の場合 1)上記 3)については最新の国の指針に基づき実施、4)、 8)については不要。

		国	兵庫県	西宮市
【第二段階】 感染拡大／まん延期／回復期	目標	1)健康被害を最小限に抑える。 2)医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。	1)勧告入院による流行拡大の防止。(拡大期) 2)社会機能の維持、パニックの防止。(拡大期) 3)大流行による社会機能破綻の回避。(まん延期) 4)多数の患者に対する医療体制の確保。(まん延期) 5)発生状況に応じて、公衆衛生対策を段階的に縮小する。	1)可能な限り流行拡大を防止。(感染拡大期) 2)患者増加に備えた外来、入院医療機関の確保。(感染拡大期) 3)社会機能の維持、パニックの防止。(感染拡大期) 4)大流行による社会機能破綻の回避(まん延期) 5)大流行に応じた医療体制の確保(まん延期) 6)発生状況に応じた段階的な縮小。(回復期)
	対策	<b>【共通】</b> 1)住民(特に社会的弱者等)への支援を強化する。 2)パンデミックワクチンの製造を進め、可能となり次第順次接種する。 3)予防投与の効果及び治療用備蓄の量を踏まえ、予防投与の必要性の有無を検討する。 4)入国時の検疫対応等について、状況に応じて縮小する。  <b>【感染拡大期】</b> 1)地域での公衆衛生対策を継続して行う。 2)感染している可能性がある者が受診する医療機関を限定し、医療機関を介した感染拡大を抑制しながら、患者に対し感染症指定医療機関等への入院措置を行う。  <b>【まん延期】</b> 1)地域での公衆衛生対策を継続して行う。 2)医療機関における感染の可能性を少なくするため、発症者のうち軽症者は原則として自宅療養とし、電話相談などで医療機関受診の必要性を判断する。 3)抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の対象者を原則として縮小する。予防投与の効果及び治療用備蓄の量を踏まえ、予防投与の必要性の有無を検討する。 4)重傷者については、原則として全ての入院医療機関で受け入れて治療する。 5)死亡者については、円滑な埋火葬対策を講じる。  <b>【回復期】</b> 1)公衆衛生対策を段階的に縮小させる。	<b>【拡大期】</b> 1)感染症指定医療機関等を中心に外来・入院医療の実施と感染拡大に備えた医療体制の整備。 2)社会不安を解消する広報活動の強化。 3)高齢者への支援等に関する市町との連携強化。  <b>【まん延期】</b> 1)市町・社会機能維持事業者等への事業継続の要請。 2)外出・集会等の自粛、企業等事業活動の縮小の徹底の要請。 3)原則として重症者以外は自宅療養とし、重症者のみ入院治療を実施。 4)慢性疾患等を有する定期受診者への電話診療によるファクシミリ処方せんの発行。 5)在宅患者等への医療、食事の提供等の支援。 6)死亡者の円滑な埋火葬。  <b>【回復期】</b> 1)公共施設での患者受け入れの縮小。 2)発熱外来の縮小。	<b>【感染拡大期】</b> 1)市長メッセージの発表。 2)感染拡大を防止するため、相談体制、情報提供体制の強化。 3)感染症指定医療機関等を中心に外来、入院の実施と感染拡大に備えた医療体制の整備。 4)外出や集会、イベント等の自粛、ライフラインの確保。 5)学校・保育施設等に対する臨時休業等の要請。 6)社会不安を解消する広報活動の強化。  弱毒性の場合 1) 上記 4)、5)については最新の国の指針に基づき要請。  <b>【まん延期】</b> 1)市長メッセージの発表。 2)社会機能維持事業者への事業継続要請。 3)外出や集会、イベント等の自粛、企業等事業活動縮小の徹底を要請。 4)患者の急増時の仮設外来の設置、可能な限りの在宅患者サービスの実施。 5)入院可能な医療機関の確保。 6)遺体安置所の設置。  弱毒性の場合 1) 上記 2)～ 5)については最新の国の指針に基づき要請及び実施、6)については不要。  <b>【回復期】</b> 1)市長メッセージの発表。 2)患者の発生状況を勘案しながら、平常体制への復帰。 3)仮設外来を中止し、発熱外来、発熱相談センター、一般電話相談窓口を縮小。

		国	兵庫県	西宮市
【第四段階】 小康期	目標	1)社会・経済機能の回復を図り、流行の第2波に備える。	1)社会・経済機能の早期回復。 2)再流行に備えた対策強化。	1)社会・経済機能の早期回復。 2)再流行に備えた対策の強化。
	対策	1)第三段階までに実施した対策について評価を行い、次の流行の波に備えた対策を検討し、実施する。 2)不足している資器材、医薬品等の調達及び再配備を行う。	1)患者の発生状況を勘案しながら、平常体制への復帰。 2)次回の流行に備えた計画と体制の見直し。	1)市長メッセージの発表。 2)次回の流行に備え、計画の見直しと体制強化を図る。 3)発熱外来、発熱相談センター、一般電話相談窓口を廃止。

西宮市の新型インフルエンザ対策は、国の行動計画、各種ガイドラインに即して実施するものであるが、医療、検査、治療薬・予防ワクチン等、広域的な連携・協力体制に基づき実施する必要があるため、兵庫県の行動計画、実施計画に整合させた各発生段階毎の具体的な対策、対応を行うものとする。

## 第2編 各段階の計画について

1. 前段階 ~ 未発生時 ~
2. 第1段階 ~ 海外発生期 ~
3. 第2段階 ~ 国内発生早期 ~
4. 第3段階 ~ 感染拡大期 ~
5. 第3段階 ~ まん延期 ~
6. 第3段階 ~ 回復期 ~
7. 第4段階 ~ 小康期 ~

<b>1.【前段階】～未発生期～（新型インフルエンザが発生していない状態）</b>
〔目標〕
インフルエンザ・鳥インフルエンザ発生状況の把握 鳥インフルエンザの防疫、人への感染防止 新型インフルエンザ発生の早期発見 新型インフルエンザに備えた準備行動

(1) 情報の収集・分析

鳥インフルエンザ情報の収集

鳥インフルエンザの発生は、主として鶏の異常死の増加として察知されることから、農政課等からの情報を収集する。

感染鳥類の接触者調査

感染鳥類が確認された場合は、感染鳥類の接触者（発生農場の職員、防疫従事者等）について、保健所が農政課等と連携して健康確認調査を実施する。

(2) 情報提供・周知

鳥インフルエンザに関する発生地域と基本的予防等の情報を市民に提供する。

新型インフルエンザ対策について、市民へ普及・啓発を行う。

- ・保健所ホームページ等を活用し、新型インフルエンザ流行期におけるマスク着用、有症状時の外出自粛と治療専念、咳エチケットの励行など、感染防止対策の普及啓発。
- ・新型インフルエンザ発生時に予想される混乱に備え、2週間程度の食料、日用品、マスク等の備蓄を啓発。

新型インフルエンザワクチンが開発された初期段階を想定して、ワクチン接種の優先集団から順に接種を開始することの医療機関等関係者への周知を準備する。

【参考：新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種の優先順位】

- 1 患者の診療に従事する医療従事者
- 2 妊婦、基礎疾患のある人
- 3 1歳から就学前の小児
- 4 1歳未満の小児の両親

出典：「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種について（素案）」厚生労働省より

鳥インフルエンザ発生地域への旅行者等に対し、注意喚起を行う。

(3) サーベイランス

家きん類における鳥インフルエンザの流行監視を行う。

(4) 予防・発生拡大防止の取り組み

鳥インフルエンザ患畜に接触する者への予防啓発

感染予防の方法を情報提供し、医療用マスク(N95推奨)等の个人防护装具の着用を徹底する。

鳥インフルエンザ患畜に接触する者へのインフルエンザ予防接種の勧奨

鳥インフルエンザ患畜に接触する可能性の高い者に対して、予めのインフルエンザ予防接種を勧める。

鳥インフルエンザ診断に係わった医師に対する予防措置

鳥インフルエンザの感染が疑われる事例を診断した場合は、保健所への情報提供及び抗インフルエンザ薬の投与などを行う。

抗インフルエンザ薬の備蓄

新型インフルエンザのパンデミックに備え、必要な抗インフルエンザ薬等の備蓄を行う(兵庫県からの配布分を含む)。

調査

家きんや人において鳥インフルエンザが発生した場合、感染症法に基づく調査を関係機関と協力して実施する。

(5) 医療・検査体制の整備

鳥インフルエンザ流行地域からの帰国者に対する診察

流行地域に旅行するなど感染が疑われる場合は、医療機関は鳥や鳥インフルエンザ患者との接触歴などの問診を徹底するよう、医師会等と連携して注意喚起を図る。

保健所への届出

患者等を確認した医療機関は、直ちに保健所に届け出る。

入院体制の準備及び発熱外来医療機関の確保

・入院医療機関(兵庫県)

第1種感染症指定医療機関 1病院 2床

第2種感染症指定医療機関 9病院 50床

・発熱外来医療機関

発熱外来医療機関は、兵庫県と連携協力して確保する。

#### 検査

市内で鳥インフルエンザ患者(疑いを含む)が発生した場合、採取した検体を兵庫県立健康科学研究センターに搬入検査し、H5亜型陽性が確認された場合は確定検査のため国立感染症研究所へ検体を送付する。

#### (6) その他

##### 事業継続計画の策定促進

新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止対策、感染防護資材等の備蓄、事業体制について、各事業者に対して計画策定等を要請する。

##### 社会活動の制限等

大規模集会や興行等、不特定多数が集まる活動を主催する事業者に対して、発生時の自粛の検討を要請する。

公共施設、公共交通機関等による感染拡大を防ぐため、各管理者に対して国の要請に基づき利用者間の接触機会を減らすための措置の検討を要請する。

##### その他

独居生活者、在宅の高齢者、障害のある人等の要援護者情報の把握に努め、第3段階のまん延期における生活支援体制(見回り、訪問看護、訪問診察、食料品等の備蓄や提供方法等)、搬送、死亡時の対応等について検討する。

##### 火葬能力等の把握

パンデミックに備え、市内及び圏域における火葬場の火葬能力等について把握する。

## 2.【第1段階】～海外発生期～（海外で新型インフルエンザが発生した状態）

### 〔目標〕

国内発生に備えた全市的な対策の実施  
 市内における新型インフルエンザの早期発見  
 市内発生に備えた医療体制の確保

### （1）情報の収集・分析

#### 新型インフルエンザ情報の収集

「西宮市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、情報収集・分析体制を整備するとともに、新型インフルエンザ発生に関するWHO及び厚生労働省の情報収集・公表内容の確認を行う。

#### 電話相談窓口の設置

保健所内に新型インフルエンザに係る発熱相談センターを設置し、疑わしい事例の早期発見に努める。

また、市役所内に発熱相談以外の相談を受ける新型インフルエンザ一般電話相談窓口を設置し、市民からの相談に応じる。

#### 健康調査の実施

検疫所等からの情報を基に、新型インフルエンザ流行地域からの帰国者に対して健康調査を行うとともに、市内の疑わしい事例の早期発見を図る。

### （2）情報提供・周知

#### 市民への情報提供

市長メッセージによる市民への注意喚起を行うとともに、全庁を挙げて新型インフルエンザに関する発生地域と基本的予防等の情報を市民に提供する。

#### 医療機関等関係者への周知

各関係機関への情報提供を充実させ注意喚起回数を増やすとともに、新型インフルエンザの流行状況によっては、集客施設、宿泊施設等の営業を速やかに自粛できるよう、事業者、関係機関等に必要な情報を提供し要請する。

### （3）サーベイランス

クラスターサーベイランス及び症候群サーベイランスを引き続き実施するとともに、発生状況を関係者に情報提供する等、新型インフルエンザ患者の早期発見に努める。

原因不明の発熱者や重度の呼吸器系症状患者の受診状況を調査することにより、疑わしい事例の早期発見に努める。

(4) 予防・発生拡大防止の取り組み

新型インフルエンザ流行地域に滞在していた者には、外出自粛と保健所への連絡を要請する。

新型インフルエンザ流行地域からの帰国者等で疑いのある者に対しては、保健所職員は徹底した个人防护のもとに、感染症指定医療機関又は発熱外来医療機関へ搬送する。

それとともに、接触者調査を実施する。

A型H5陽性時は、接触者への抗インフルエンザ薬の予防投与を実施する。

新型インフルエンザ流行地域からの帰国した者で、疑い患者を診断した医師は、直ちに保健所に報告する。

新型インフルエンザ感染者の接触者への予防啓発

感染予防の方法を情報提供し、医療用マスク(N95推奨)等の个人防护装具の着用を徹底する。

新型インフルエンザ感染者の接触者へのインフルエンザ予防接種の勧奨

新型インフルエンザ感染者に接触する可能性の高い者に対して、予めのインフルエンザ予防接種を勧める。

新型インフルエンザ診断に係わった医師等に対する予防措置

新型インフルエンザの感染が疑われる事例を診断した医師は、保健所へ発生届を提出し、保健所はインフルエンザ薬の投与を行う。

抗インフルエンザ薬の備蓄

新型インフルエンザのパンデミックに備え、必要な抗インフルエンザ薬等の備蓄を行う(一部、兵庫県からの配布分を含む)とともに、県との連携による抗インフルエンザ薬の流通監視を強化する。

流行地域との国際、国内交流の自粛を要請する。

プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンについて、県の取扱いに準じて接種優先順位の策定・公表を行うとともに、それらワクチンが製造された場合は優先順位に従い、ワクチン接種を開始する。

(5) 医療・検査体制の整備

新型インフルエンザ流行地域からの帰国者に対する診察

流行地域に旅行するなど感染が疑われる場合は、医療機関は新型インフルエンザ患者との接触歴などの問診を徹底するよう、医師会等と連携して注意喚起を図る。

保健所への届出

患者等を確認した医療機関は、直ちに保健所に届け出る。

入院体制の準備及び発熱外来医療機関の確保

・入院医療機関

第1種感染症指定医療機関      1病院      2床

第2種感染症指定医療機関      9病院      50床

・発熱外来医療機関

発熱外来医療機関は、兵庫県と連携協力して確保する。

発熱外来医療機関の設置

新型インフルエンザ流行地域からの帰国者等で、その感染の疑いがかかる患者については、一般の医療機関を受診するのではなく、保健所へ連絡をした上で新型インフルエンザに対応する発熱外来医療機関にて受診する体制をとる。

検査

市内で新型インフルエンザ患者(疑いを含む)が発生した場合、その患者の検体を兵庫県立健康科学研究センターに搬入検査し、H5亜型陽性が確認された場合は確定検査のため国立感染症研究所へ検体を送付する。

(6) その他

事業継続計画の策定促進

新型インフルエンザの国内発生に備え、職場における感染防止対策、感染防護資材等の備蓄、事業体制維持に係る危機管理体制について、各事業者に対して計画の執行を要請する。

その他

独居生活者、在宅の高齢者、障害のある人等の要援護者情報の把握に努め、第3段階のまん延期における生活支援体制(見回り、訪問看護、訪問診察、食料品等の備蓄や提供方法等)、搬送、死亡時の対応等について検討する。

火葬能力等の把握

パンデミックに備え、市内及び圏域における火葬場の火葬能力等について把握する。

**3 .【 第2段階 】～国内発生早期～（国内遠隔地で新型インフルエンザが発生した状態）  
市内で発生した場合は、国・県が第2段階であっても第3段階として対処する。**

〔 目標 〕

市内発生に備えた全市的な対策の実施  
市内における新型インフルエンザ患者の早期発見  
市内で発生した際の迅速な調査対応、封じ込めの徹底  
感染拡大に備えた医療体制の確保

（ 1 ）情報の収集・分析

第1段階にて実施する各情報収集・分析について、強化し引き続き継続するとともに、県及び近隣市との情報交換を行う。

（ 2 ）情報提供・周知

市長メッセージを公表するとともに、全庁を挙げて（関係機関とも連携して）市民に対して下記の内容を周知し、感染防止対策への協力等を求める。

新型インフルエンザに係る各種啓発、情報提供時には不要な混乱や誤解を避けるため、県下の感染症部局と連携して同様の内容を市民に提供する。

新型インフルエンザに係る各種状況・情報については関係機関に速やかに情報提供を行う。

また、メディア等に対しては、広報担当部局より随時情報提供を行う。

下記の内容については、市政ニュース、市ホームページ、チラシ等の配置や掲示など、あらゆる広告媒体を用いて市民に注意喚起を図る。

【 内 容 】

- 1 ) 発生地域、発生日、患者の病状及び感染経路
- 2 ) 感染の伝播可能期間に発生地域に滞在した者は、外出自粛と保健所へ連絡
- 3 ) 発生地域への旅行自粛等
- 4 ) 保健所が実施する健康調査への協力依頼
- 5 ) 発生地域に滞在した者が、医療機関を受診する際の留意事項
- 6 ) 不要不急の外出、集会等の自粛、自宅勤務の奨励
- 7 ) うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケットの励行等
- 8 ) その他、冷静な対応の周知等

(3) サーベイランス

国内発生時は新型インフルエンザの症例定義に従い、従来のサーベイランス及び症候群サーベイランスに加え、まん延防止のためのクラスター（小規模集団発生）サーベイランスを実施するなど、体制の強化を行う。

(4) 予防・発生拡大防止の取り組み

第1段階における取り組みを強化する。

(5) 医療・検査体制の整備

感染症指定医療機関の患者受け入れ体制について、県の感染症部局と連携して確認する。

医療機関内で新型インフルエンザが発生した場合についても、院内感染防止のため感染症指定医療機関等に患者を誘導することとする。

新型インフルエンザに感染している恐れのある患者は、医療機関を受診する前に保健所又はかかりつけ医等に電話で相談できる体制を構築する（医師会への協力要請）。

新型インフルエンザ患者の急激な発生による医療現場の混乱を避けるため、保健所は医療機関に対し施設ごとの対応マニュアルの作成を啓発・周知する。

【感染症医療機関等の状況】兵庫県の対策計画による（入院患者の収容（陰圧病床＋一般病床））

- |                  |      |                      |
|------------------|------|----------------------|
| ・第1種感染症指定医療機関    | 1病院  | 2床                   |
| ・第2種感染症指定医療機関    | 9病院  | 50床（うち阪神南圏域：1病院 8床）  |
| ・結核医療機関          | 2病院  | 200床（うち市内：1病院 60床）   |
| ・公立病院（専用フロア区分実施） | 35病院 | 5000床（うち市内：2病院 657床） |

(6) その他

新型インフルエンザの大流行に伴う死亡者の収容と処理について、関係機関と連携し必要な体制を整える。

死亡者処理に係る、市内及び圏域における火葬場の火葬能力等について確認し、必要であれば施設の時間外稼働等を要請する。

遺体の収容について、関係部局と協議を行う。

社会活動の制限等

大規模集会や興行等を主催する事業者に対して、自粛を要請する。

公共施設、公共交通機関等による感染拡大を防ぐため、各管理者に対して利用者間の接

触機会を減らすための措置を要請する。

その他

独居生活者、在宅の高齢者、障害のある人等の要援護者情報の把握に努め、第3段階のまん延期における生活支援体制（見回り、訪問看護、訪問診察、食料品等の備蓄や提供方法等）、搬送、死亡時の対応等について検討する。

## 4.【第3段階】～感染拡大期～

(市内及び近隣市町で新型インフルエンザが発生した状態)

## 〔目標〕

可能な限り流行拡大を防止  
 患者増加に備えた外来、入院医療機関の確保  
 社会機能の維持、パニックの防止

## (1) 情報の収集・分析

新型インフルエンザを疑う患者を診断した医師の届出を基に疫学調査を実施し、感染源・感染経路等の情報や疑い患者に関する情報を収集する。

市内・国外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。

市内の外来医療機関の患者数及び入院医療機関の空床数を把握する。

## (2) 情報提供・周知

市長メッセージを公表し、あらゆる広報媒体を活用して感染拡大防止に必要な情報を提供するとともに、市民への協力を求める。

患者発生状況等について、関係機関への情報提供を充実するとともに、内外への注意喚起回数を増やす(市政ニュース、市ホームページ、その他あらゆる媒体)。

発熱相談センターの電話窓口を増設し相談対応を強化するほか、適切な医療情報の提供を行う。

メディア等への対応について、広報担当部局より報道機関に対し随時情報提供を行う。

## (3) サーベイランス

新型インフルエンザ発生状況を把握するためのサーベイランスを継続するとともに、県の指示により従来型インフルエンザ発生動向の把握を中断する。

クラスターサーベイランス及び症候群サーベイランスを引き続き実施するとともに、発生状況を関係機関に情報提供する。

## (4) 予防・発生拡大防止の取り組み

感染・発病が疑われる場合には、速やかに発熱外来医療機関で受診するとともに、不要不急の外出は極力控えるなど、市民に対して感染拡大防止に努めるよう、呼びかける。

#### 集客施設等の営業活動の自粛について

新型インフルエンザのまん延防止のため、集客施設、宿泊施設、各種営業活動の自粛について、流行・感染拡大の状況に応じて要請する。

#### 学校・保育施設等の臨時休業等について

全ての公立学校・幼稚園及び私立学校・幼稚園の各施設設置者等に対して臨時休業等を要請する。また市内の全保育所に対しても、同様の対策をとる。

新型インフルエンザの病原性が弱毒性のものである場合は、上記を以下の取扱いとする。

#### 学校・保育施設等の臨時休業等について

学校・保育施設等で患者が発生した場合は、当該学校・保育施設等の児童・生徒等を感染から守るために、必要に応じて各施設設置者等に対して臨時休業等を要請する。なお、各施設設置者等は、市等からの要請がなくとも各施設において、その設置者等の判断により市等と相談した上で臨時休業等とすることができる。

また、感染拡大防止により必要と判断する場合は、患者未発生の学校・保育施設等の設置者等に対しても臨時休業等の要請を行う。

#### 市内で新型インフルエンザ患者が発生した場合の具体的な対応と対策

##### 発症者

新型インフルエンザと確定した患者に対しては、保健所が感染症指定医療機関への入院勧告を行う。患者の搬送については、保健所と消防部局が協力して対応する。

##### 接触者

電話等による聞き取り調査のうえ、外出自粛と、発症者の発症前日から7日間の健康調査を実施する。

##### 接触者への予防投薬

最新の知見により適用を判断したうえで処方する。

##### 消毒及び院内感染の防止

院内感染の防止対策として、以下の予防策の励行を医師会及び医療機関に要請する。

#### 【標準予防策】

全ての確定患者(疑い患者を含む)に対応する際は、手袋とサージカルマスクの着用は必須である。

検体を採取する際は、ゴーグル(フェイスシールド)、ガウン等の個人防護具を着用する。

【接触感染予防策】

確定患者(疑い患者を含む)の個室収容、他疾患の患者と環境を可能な限り共有しない、使用器具の専用化、標準予防策の遵守。

【飛沫感染予防策】

病床の配置は、1 m以上間隔をあける。カーテンによる区画、マスクの着用。

【空気感染予防策】

個室内条件として、陰圧、6～12回/時間の換気、戸外への排気、ドアによる病室区画、N95マスクの着用(医療機関対応者)。

【外来・入院医療】

医師は診察時に以下の内容に注意する。

- ・ 疑い患者の問診強化(海外渡航歴、新型インフルエンザ患者(疑い含む)との接触歴等)。
- ・ 待合室の区画(受診時間の区分)、疑い患者と一般患者との病室の区分。
- ・ ノータッチ廃棄容器(ティッシュ廃棄用)の使用。
- ・ 病院入口等での啓発ポスター貼付。
- ・ 疑い患者のサージカルマスク着用指導(受診時、入院時)。
- ・ 臨時外来医療機関で必要となる器具、機械の確保。
- ・ 情報共有にかかる関係機関等との緊急連絡体制の確認。
- ・ 患者移送にかかる民間搬送業者との連絡確認。

新型インフルエンザの病原性が弱毒性である場合は、最新の国の指針等に沿い現状に合った対応をとる。

(5) 医療・検査体制の整備

発熱外来医療機関及び保健所で診察を実施する。

発熱外来医療機関(臨時外来医療機関を含む)に対し、機能維持のため医師、看護師、薬剤師、放射線技師の確保を依頼する。

インフルエンザ迅速キット、抗インフルエンザ薬など医薬品及び医療従事者用の感染防御資材・器材を確保する。

新型インフルエンザの一般外来及び入院に対応しない医療機関を指定し、他疾患の医療についても確保する。

【感染症医療機関等の状況】兵庫県実施計画による（入院患者の収容（陰圧病床＋一般病床））

- ・第1種感染症指定医療機関 1病院 2床
- ・第2種感染症指定医療機関 9病院 50床（うち阪神南圏域：1病院 8床）
- ・災害医療センター 1病院 30床（臨時病床）
- ・陰圧・個室病床（有）医療機関 7病院 84床（臨時病床）
- ・結核医療機関 2病院 200床（うち市内：1病院 60床）
- ・公立病院 35病院 5000床（うち市内：2病院 657床）
- ・自主休業中の宿泊施設

（6）その他

独居生活者、在宅の高齢者、障害のある人等の要援護者への支援対策等を実施する。

大流行時における防犯・防災活動への協力、活動自粛に伴う支援策の実施、関係業界団体への食料・生活必需品の確保要請など、社会維持に必要な対策を実施する。

地域住民団体に対し、防犯・防災活動への協力を要請する。

死亡者の増加に備え、遺体安置所及び遺体保管用ドライアイス、棺等を状況に応じ確保。

新型インフルエンザの病原性が弱毒性である場合の各項目の対策については、最新の国の指針等に沿い現状に合った対応をとる。

## 5.【第3段階】～まん延期～

( 入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態 )

〔 目標 〕

大流行による社会機能破綻の回避

大流行に応じた医療体制の確保

## ( 1 ) 情報の収集・分析

市内・外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。

市内で新型インフルエンザに対応可能な外来・入院医療機関を把握する。

県内の感染症部局と連携して、大流行時の外来医療機関の患者数及び入院医療機関の空床数を把握する。

新型インフルエンザ確定患者・疑い患者の発生状況及び医療機関からの外来患者数、空床数などの情報を収集する。

## ( 2 ) 情報提供・周知

市長メッセージを発出し、次の内容の徹底を要請するとともに、あらゆる広報媒体を活用して感染拡大防止に必要な情報を提供し、市民への協力を求める。

急な発熱と咳やのどの痛みなどの症状がある者に対して、受診する医療機関がわからない人への適切な医療機関の紹介、自宅療養患者への相談対応等の情報提供を行う。

## ( 3 ) サーベイランス

従来型インフルエンザサーベイランスを中止し、新型インフルエンザサーベイランスのみを実施する。

## ( 4 ) 予防・発生拡大防止の取り組み

市内の広範囲において新型インフルエンザが拡大した状態に至った場合は、感染症法に基づく法的措置を講じ、大規模集会の自粛、公共交通機関・企業等事業活動の縮小、学校・保育施設等の設置者等に対し、臨時休業等を要請する。

ただし、新型インフルエンザの病原性が弱毒性のもので、既存の季節型インフルエンザと同様の症状である場合などは、学校・保育施設等への臨時休業要請については、4.【第3段階】～感染拡大期～の(4)予防・発生拡大防止の取り組みのと同様の取扱いとする。

抗インフルエンザ薬の予防投薬を中止し、インフルエンザ患者に対する投与のみに切り替

える。また、県が備蓄する抗インフルエンザ薬の放出を要請する。

大流行の場合には、医療従事者が新型インフルエンザに罹患して医療機能が崩壊しないよう、院内感染防止策の徹底を図るとともに、パンデミックワクチン等があれば優先順位に応じて投与を開始する。

全ての感染疑い者等への積極的疫学調査を中断し、基礎疾患を持つ者等、新型インフルエンザ感染により重症となり得る者等への対策へ切り替える。

(5) 医療・検査体制の整備

特定の医療機関に患者が集中し、患者の収容が許容を超えた場合は、順次、結核医療機関、公立病院等を中心に患者を入院させる。

外来患者の増加に伴い、臨時外来医療機関の追加、診療時間の延長を要請する。

パンデミック時は外来医療機関等の状況を確認し、状況によっては医師会を通じて発熱外来への協力が可能な医療機関に対して協力要請を行う。

(6) その他

各所において、効率的な人的、物的資源の配置・配分を行い、医療資源等の有効利用に努め、社会・経済機能の維持及び不要な社会不安やパニックを起こさないよう十分留意する。

外出自粛が長期化した場合には、独居生活者、在宅の高齢者、障害のある人等の食料・生活必需品の調達方法を検討するとともに、要援護者対策を実施する。

新型インフルエンザの病原性が弱毒性である場合は、最新の国の指針等に沿い現状に合った対応をとる。

<p>6.【第3段階】～回復期～  (ピークを越えた(患者発生が減少傾向)と判断できる状態)</p>
〔目標〕
発生状況に応じた段階的な縮小

第3段階(まん延期)の対策を継続する他、次の対策を実施する。

(1) 情報の収集・分析

市内・外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。

患者数、相談件数等、各種情報を収集し分析を開始する。

(2) 情報提供・周知

市長メッセージ「安心宣言」の発信。

状況を見ながら、一般電話相談窓口や発熱相談センター等の相談窓口を縮小する。

(3) 医療・検査体制の整備

患者を入所させている公共施設については、患者を医療機関に転送する等により、順次閉鎖する。

発生動向及び診療体制を勘案し、発熱外来の設置体制を調整・縮小する。

(4) その他

厚生労働省、県と協議し、学校・保育施設等への臨時休業等や社会的活動の制限等の解除時期を検討する。

<b>7.【第4段階】～小康期～</b> <b>( 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 )</b>
〔 目標 〕
社会・経済機能の早期回復 再流行に備えた対策の強化

( 1 ) 情報の収集・分析

各段階の対応に関する評価を行い、計画、マニュアル等及び体制の見直しを行う。

( 2 ) 情報提供・周知

市長メッセージ「終息宣言」の発信。

流行の第2波に備え、市民への情報提供と注意喚起を行う。

状況を見ながら、一般電話相談窓口や発熱相談センター等の相談窓口を廃止する。

( 3 ) サーベイランス

これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、問題点等について改善を行う。

パンデミックサーベイランスを中止する。

( 4 ) 予防・発生拡大防止の取り組み

外出自粛等のまん延防止策を終了し、関係機関・関係団体等へ周知する。

市及び関係団体は、在宅療養者への支援を終了する。

( 5 ) 医療・検査体制の整備

患者の発生状況及び診療体制を勘案したうえで、平常の医療体制に戻す。

( 発熱外来医療機関の設置体制を廃止する。 )

独居生活者、在宅の高齢者、障害のある人等の要援護者を把握し、必要に応じてこころのケアを実施する。

新型インフルエンザ対策として実施していた在宅療養等の終了を、関係機関に通知(報道機関にプレス、ホームページ掲載等)

( 6 ) その他

平常時の感染症対策を再開する。

## 第3編 組織・体制について

- 1．西宮市新型インフルエンザ対策本部  
及び調整会議の構成
- 2．各局の主な役割

1. 西宮市新型インフルエンザ対策本部及び調整会議の構成

西宮市新型インフルエンザ 対策本部の構成		西宮市新型インフルエンザ 調整会議の構成		主な事務分掌
本部長	市長	リーダー	防災・安全局長、 健康福祉局長	
副本部長	副市長、副市長、 教育長、水道事業管 理者、中央病院長	副リーダー	危機管理担当顧問、 保健所長	
本部員	総合企画局長	構成員	企画総括室長、市長室長、 情報政策部長	広報、記者発表 外国人への情報提供
	防災・安全局長、 危機管理担当顧問		防災・安全総括室長	対策本部事務局の運営
	健康福祉局長、 保健所長		福祉総括室長、福祉部長、 参与、こども部長、保健所 副所長、保健所副所長	対策本部事務局の補佐 保健所対策本部の運営
	中央病院事務局長		管理部長	医療の提供
	環境局長		環境総括室長	埋火葬体制の確保
	消防局長		次長	救急搬送
	総務局長		総務総括室長、人事部長、 財務部長、施設部長	職員の動員、健康管理、 財政措置、庁舎等調達
	市民局長 担当理事		市民総括室長、市民部長、 経済部長	事業者への要請、支援
	都市局長		都市総括室長、住宅部長	公営住宅の管理、 入居者等への対応
	土木局長		土木総括室長	道路、下水道等の維持
	教育次長 教育次長		教育総括室長、 学校教育部長	学校・教育施設の対応 児童・生徒等への対応
	水道総括室長		水道総括室長	水道事業の確保
	議会事務局長		次長	議会対応
(事務局)		上表に定める者のほか、必要に応じ 関係職員の出席を求めることができる。		
対策本部	防災・安全局に置き、健康福祉局保健総務課が補佐する。			
調整会議	防災・安全局に置き、健康福祉局保健総務課が補佐する。			

## 2. 各局の主な役割

局名	主な役割
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の運営に関すること（防災・安全局との連携）</li> <li>・ 本部会議及び調整会議の運営に関すること（防災・安全局との連携）</li> <li>・ 新型インフルエンザの情報収集、分析及び情報提供に関すること</li> <li>・ 国、県及び他市町の疾病対策部局との連絡調整に関すること</li> <li>・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携及び連絡調整に関すること</li> <li>・ 医療体制の確保・供給に関すること</li> <li>・ 患者搬送に関すること</li> <li>・ 医薬品に関すること</li> <li>・ 感染拡大防止対策の啓発に関すること</li> <li>・ サーベイランス体制に関すること</li> <li>・ 健康調査、疫学調査、及び検体検査に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザの相談に関すること</li> <li>・ 発熱外来医療機関の設置に関すること</li> <li>・ 発熱相談に関すること</li> <li>・ 発熱相談センター、健康相談窓口の設置に関すること</li> <li>・ 「西宮市新型インフルエンザ対策行動計画」及び「西宮市新型インフルエンザ対策マニュアル」に関すること</li> <li>・ 私立学校園との連絡調整に関すること（保健所）</li> <li>・ 子育て関連施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること</li> <li>・ 子育て関連施設及び関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 社会福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること</li> <li>・ 社会福祉施設及び関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 西宮市社会福祉協議会、西宮市社会福祉事業団等との連携</li> <li>・ 要援護者の状況把握及び支援に関すること</li> <li>・ その他医療及び福祉全般に関すること</li> </ul>
防災・安全局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の設置及び運営に関すること</li> <li>・ 本部会議及び調整会議の開催及び運営に関すること</li> <li>・ 国、県、他市町及び関係機関等との連携・連絡調整に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザに関する情報集約及び情報共有に関すること</li> <li>・ マスク・消毒液の備蓄・配送に関すること</li> <li>・ その他庁内調整に関すること</li> </ul>

局名	主な役割
総合企画局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長、副市長との連絡調整に関すること</li> <li>・ 国際交流事業の取り扱いに関すること</li> <li>・ 姉妹都市など海外都市との連絡調整に関すること</li> <li>・ 他言語による情報提供に関すること</li> <li>・ 外国人の支援及び連絡調整に関すること</li> <li>・ 市民等への広報に関すること</li> <li>・ 報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること</li> <li>・ 一般電話相談窓口の設置及び運営に関すること</li> <li>・ 市内大学との連絡調整に関すること</li> </ul>
総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員配置の調整に関すること</li> <li>・ 職員・職場の衛生管理及び健康管理に関すること</li> <li>・ マスク・消毒液の配布・配送に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ対策の財政措置に関すること</li> <li>・ 庁舎の衛生管理に関すること</li> <li>・ 電話相談窓口用の回線設置に関すること</li> <li>・ 会議室の確保に関すること</li> </ul>
市民局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者、商工会議所、商店市場連盟等との連絡調整に関すること</li> <li>・ 事業所等における感染予防及び感染拡大防止対策の要請に関すること</li> <li>・ 事業者等の事業継続と事業自粛の要請に関すること</li> <li>・ 事業者等の経営相談及び融資等に関すること</li> <li>・ 事業者等への従業員に対する配慮要請に関すること</li> </ul>
環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋火葬体制の確保に関すること</li> <li>・ 廃棄物収集及び処理機能の確保</li> <li>・ 廃棄物の収集・処理従事者に対する感染防止に関すること</li> <li>・ ごみ排出量の抑制指導に関すること</li> </ul>
都市局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市営住宅等の感染予防及び感染拡大防止に関すること</li> <li>・ 交通事業者との連絡調整に関すること</li> </ul>
土木局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の機能維持・確保に関すること</li> <li>・ 下水道及び河川、水路等の機能維持・確保に関すること</li> </ul>
中央病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱外来の設置・運用に関すること</li> <li>・ 感染者の医療に関すること</li> <li>・ 院内における感染予防及び感染拡大防止に関すること</li> </ul>
消防局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急体制の確保に関すること</li> <li>・ 救急搬送に関すること</li> <li>・ 救急活動の衛生管理に関すること</li> <li>・ 消防団との連絡調整に関すること</li> </ul>

局名	主な役割
水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の機能維持・確保に関すること</li> <li>・ 水質監視体制の強化に関すること</li> <li>・ 国、県、近隣市町、阪神水道企業団等の水道関係機関との連携・連絡調整に関すること</li> <li>・ 水道サービス協会との連絡調整に関すること</li> <li>・ 応急給水に関すること</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>別冊「西宮市水道局新型インフルエンザ対策マニュアル(暫定版)」参照</b></p>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立学校園等における感染予防及び感染拡大防止に関すること</li> <li>・ 教育関係施設における感染予防及び感染拡大防止に関すること</li> <li>・ 市立学校等の保健衛生体制に関すること</li> <li>・ 児童・生徒及び教職員等に対する感染予防対策の励行に関すること</li> <li>・ 保護者等に対する情報提供及び感染防止対策への協力要請に関すること</li> <li>・ 給食の衛生管理に関すること</li> <li>・ 学校サーベイランスに関すること</li> <li>・ 阪神教育事務所(県立高校を所管)との連絡調整に関すること</li> <li>・ その他教育全般に関すること</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市議会議員との連絡調整に関すること</li> </ul>
各局共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の啓発及び感染予防対策に関すること</li> <li>・ 来庁者、利用者及び市民への情報提供・啓発・指導に関すること</li> <li>・ 外郭団体、関係団体に対する感染予防及び感染拡大防止に関すること</li> <li>・ 他部局への応援に関すること</li> <li>・ 所管業務の継続及び縮小・停止に関すること</li> <li>・ 所管するイベント等の開催判断及びその周知に関すること</li> <li>・ 所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること</li> <li>・ 所管する施設の休館・閉鎖に関すること</li> <li>・ 国、県、他市町及び関係機関等からの新型インフルエンザに関する情報の収集及び対策本部への報告</li> <li>・ 所管業務に係る関係機関等との連絡調整に関すること</li> <li>・ 市民、事業者、NPO等との連携及び協力要請に関すること</li> <li>・ その他新型インフルエンザに関すること</li> </ul>



## 第4編 資料

## 【用語解説】

### 陰圧病床

院内感染を防ぐために、病室の内部の気圧をその外部の気圧より低くすることによって、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床。

### インフルエンザ

インフルエンザウイルスは、その抗原特異性に基づき、A、B及びC型の3型（type）に分類されている。このうち、インフルエンザの流行を起こすのは、A型とB型である。A型インフルエンザウイルスはさらに、そのヘマグルチニン（赤血球凝集素：HA）及びノイラミニダーゼ（ノイラミン酸分解酵素：NA）糖蛋白（スパイク）の抗原特異性に基づいて、亜型に分類される。現在、HAの亜型はH1～15、NAの亜型はN1～N9が知られており、水鳥（特にカモ）からはこれらのすべてが分離されている。

### 家きん

鶏、あひる、七面鳥及びうずらのこと。

### 感染経路

一般的に病原体の感染経路として、下記があげられる。

（特にインフルエンザの場合は、下記の1、2）

#### 1．接触感染

皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触による感染経路を指す。

#### 2．飛沫感染

病原体を含んだ大きな粒子（5ミクロンより大きい飛沫）が飛散し、他の人の鼻や口の粘膜あるいは結膜に接触することにより発生する。飛沫は咳・くしゃみ・会話などにより生じ、飛沫は空気中を漂わず、空気中で短距離（1～2メートル以内）しか到達しない。

#### 3．空気感染

病原体を含む小さな粒子（5ミクロン以下の飛沫核）が拡散され、これを吸い込むことによる感染経路を指す。飛沫核は空気中に浮遊するため、この除去には特殊な換気（陰圧室など）とフィルターが必要になる。

### 感染症指定医療機関

特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症の患者の入院を担当する。

\* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

- \* 第1種感染症指定医療機関：一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第2種感染症指定医療機関：二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

#### 感染症の定義及び類型

- [一類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。（例：エボラ出血熱、ペスト等）
- [二類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。（例：結核、SARS等）
- [三類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症。（例：腸管出血性大腸菌感染症（O157）、コレラ等）
- [四類感染症]：人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。（例：A型肝炎、狂犬病、鳥インフルエンザ等）
- [五類感染症]：国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。（例：季節性インフルエンザ等）
- [指定感染症]：既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。
- [新感染症]：人から人への感染が認められ、既存の疾病とはその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症（例：新型インフルエンザ等）

#### 感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。

#### クラスターサーベイランス

感染のみられた集団（クラスター）を早期に発見するため、一定の大きさの集団を対象に、その集団内における患者の発生動向の報告を行ってもらい、状況を監視するシステム。

#### 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を

軽減する薬剤。

## サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定時的な感染症の発生状況（患者及び病原体）やその状況からの動向予測（感染症サーベイランス）が行われている。

## 症候群サーベイランス

あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、疾患発生の現状を把握するシステム。

## 新型インフルエンザ

過去数十年間に人が経験したことがないHAまたはNA亜型（ウイルスの表面にある赤血球凝集素HAとノイラミニダーゼNAという、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより分類されるサブタイプ）のウイルスが、人の間で効率的で持続的な人-人感染により伝播してインフルエンザの流行を起こした時にこの言葉を用いる。

## 咳エチケット

インフルエンザ患者やそれが疑われる患者に対して推奨される感染対策。

- \* 咳やくしゃみをする際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1 m以上離れる。
- \* 呼吸器系分泌物を含んだティッシュを、すぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- \* 咳をしている人にマスクの着用を促す。
- \* マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられている。
- \* 一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要。

## 積極的疫学調査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第15条に基づき、保健所等が感染症対策を目的として直接実施する疫学調査を指す。

## 鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる、人のインフルエンザウイルスと

は別のA型インフルエンザウイルスの感染症のこと。

このうち感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。一方、時に毛並みが乱れたり、産卵数が減ったりするような軽い症状にとどまる感染を引き起こすものは、「低病原性鳥インフルエンザ」という。人が鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を、“鳥インフルエンザ(H5N1)”という。

### パンデミック

感染症の世界的大流行。

特にインフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどのヒトが免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### パンデミックワクチン

パンデミックが実際に発生した際に、人-人感染を起こしているウイルス株から作成されるワクチン

### 病原体サーベイランス

感染症サーベイランスの内、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。

### プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザウイルスがパンデミックを起こす以前に、鳥-人感染の患者または鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）

### HA（ヘマグルチニン）

インフルエンザウイルスの表面に飛び出している突起状のたんぱく質のことで、現在、1から15の亜型が知られている。

### NA（ノイラミニダーゼ）

ウイルスが感染先の細胞から遊離する際に必要となる特定の酵素。現在、1から9の亜型が知られている。

### PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

新型インフルエンザの検出に使用される検査方法で、DNAをその複製に関与する酵素であ

るポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

最近では、短時間での検査が可能なりアルタイムPCR法がよく使われる。

PPE (Personal Protective Equipment : 個人防護具)

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途 (スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等) に応じて適切なPPEを考案・準備する必要がある。

WHO (World Health Organization : 世界保健機関)

全人類の健康を守るために、世界の国々が力を合わせ努力しようとする目的で設置された国連の一機関。

参考：WHOのフェーズ分類

フェーズ1 (鳥-鳥)	鳥インフルエンザウイルスの人への感染が見られない。動物においては、人に感染する恐れのあるインフルエンザウイルスが存在するが、もしも動物に見られたとしても、人への感染リスクは小さいと考えられる。
フェーズ2 (鳥-鳥)	鳥インフルエンザウイルスの人への感染が見られない。動物において循環している亜型インフルエンザウイルスが、人への発症に対してかなりのリスクを提起する。
フェーズ3 (鳥-人)	鳥インフルエンザウイルスの人への感染 (複数も可) が見られるが、人-人感染による拡大は見られない、あるいは、非常にまれに密接な接触者 (例えば家族内) への感染が見られるにとどまる。
フェーズ4 (人-人)	人-人感染が見られるが、限定された小さな集団 (クラスター) 内の発生にとどまっている。拡散は非常に限定されており、ウイルスが人に対して十分に適合していないことが示唆されている。
フェーズ5 (人-人)	人-人感染が見られるが、より大きな (一つあるいは複数の) 集団 (クラスター) が見られる。人-人感染は依然限定的で、ウイルスは人への適合を高めているが、まだ完全に感染伝播力を獲得していない (著しいパンデミックリスクを有していない) と考えられる。
フェーズ6 (パンデミック)	一般の人社会の中で感染が増加し、持続している。 パンデミック期：一般の人社会の中で感染が増大し、持続している。 小康状態：パンデミック期が終わり、次の大流行 (第2波) までの期間。 第2波：次の大流行の時期
後パンデミック (リカバリー期)	パンデミック間期 (フェーズ1) への回帰。 (パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復している。)

健康福祉事務所（保健所）・政令市保健所一覧

	健康福祉事務所（保健所）	感染症関係連絡先
1	芦屋健康福祉事務所（芦屋市公光町1-23）	地域保健課 0797-32-0257
2	宝塚健康福祉事務所（宝塚市小林3-5-22）	健康管理課 0797-74-7099
3	伊丹健康福祉事務所（伊丹市千僧1-51）	健康管理課 072-777-4111
4	加古川健康福祉事務所（加古川市加古川町寺家町天神木97-1）	健康管理課 079-422-0006
5	明石健康福祉事務所（明石市本町2-3-30）	健康管理課 078-917-1128
6	加東健康福祉事務所（加東市社字西柿1075-2）	健康管理課 0795-42-6287
7	中播磨健康福祉事務所（神崎郡福崎町西田原235）	地域保健課 0790-22-1234
8	龍野健康福祉事務所（たつの市龍野町富永1311-3）	健康管理課 0791-63-5143
9	赤穂健康福祉事務所（赤穂市加里屋98-2）	地域保健課 0791-43-2321
10	豊岡健康福祉事務所（豊岡市幸町7-11）	健康管理課 0796-26-3671
11	朝来健康福祉事務所（朝来市和田山町東谷213-96）	地域保健課 079-672-5995
12	丹波健康福祉事務所（丹波市柏原町柏原668）	健康管理課 0795-72-3488
13	洲本健康福祉事務所（洲本市塩屋2-4-5）	健康管理課 0799-26-2051
	政令市保健所	感染症関係連絡先
1	神戸市保健所（神戸市中央区加納町6-5-1）	予防衛生課 078-322-6787
2	姫路市保健所（姫路市坂田町3番地）	予防課 079-289-1635
3	尼崎市保健所（尼崎市七松町1-3-1-502号）	保健企画課 06-4869-3010
4	西宮市保健所（西宮市江上町3-26）	健康増進課 0798-26-3675

## インフルエンザ情報ホームページURL

### 【兵庫県】

世界保健機関(WHO)神戸センター <http://www.who.or.jp/indexj.html>

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課 [http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw12/hw12\\_000000003.html#h01](http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw12/hw12_000000003.html#h01)

県立健康生活科学研究所感染症情報センター <http://www.iphes.pref.hyogo.jp/kansen/infectdis.html>

### 【国】

内閣官房 <http://www.cas.go.jp>

厚生労働省新型インフルエンザ関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

厚生労働省検疫所海外渡航者のための感染症情報(FORTH) <http://www.forth.go.jp/>

外務省海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>

国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/>

国立感染症研究所感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

独立行政法人 動物衛生研究所 <http://niah.naro.affrc.go.jp/index-j.html>

### 【海外】

世界保健機構(WHO)(英文) <http://www.who.int/csr/don/en/>

アメリカ疾病管理センター(CDC)(英文) <http://www.cdc.gov/page.do>

国際獣疫事務局(OIE)(英文) [http://www.oie.int/fr/fr\\_index.html](http://www.oie.int/fr/fr_index.html)

